

# 令和元年度 第1回 寒河江市地域公共交通会議

日 時 6月26日(水) 10時00分

場 所 寒河江市役所 1階 議会会議室

## 次 第

1 会長あいさつ

2 議 事

(1) 地域内フィーダー系統確保維持計画（案）について

(2) 山交バス路線「山交ビル～寒河江バスターミナル～（谷地）荒町南」線等の再編について

(3) その他

3 その他

4 閉 会

## 市内循環バス運行状況について

## ①運行便ごとの利用者数

## ■北部ルート

(単位：人、%)

	平成 29 年度			平成 30 年度		
	利用者数	1 便平均 利用者数	利用割合	利用者数	1 便平均 利用者数	利用割合
1 便	118	0.49	6.4	186	0.78	8.7
2 便	791	3.28	43.1	928	3.87	43.5
3 便	544	2.26	29.6	659	2.73	30.9
4 便	383	1.59	20.9	360	1.50	16.9
合計	1836	1.90	100.0	2133	2.22	100.0

## ■南部ルート

(単位：人、%)

	平成 29 年度			平成 30 年度		
	利用者数	1 便平均 利用者数	利用割合	利用者数	1 便平均 利用者数	利用割合
1 便	265	1.10	16.3	395	1.65	20.2
2 便	547	2.27	33.6	539	2.25	27.6
3 便	456	1.89	28.0	551	2.29	28.2
4 便	358	1.49	22.0	469	1.95	24.0
合計	1626	1.69	100.0	1954	2.03	100.0

平成 28 年 12 月に本格運行を開始し、平成 29 年 10 月に停留所を追加し、運行ダイヤの見直しを実施。平成 30 年度の利用者数は、昨年度比で北部ルート 116%、南部ルート 120%となっており、北部ルートの 4 便、南部ルートの 2 便以外は利用者が増加。

## ②利用者の状況について

(単位：人)

	北部ルート		南部ルート	
	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
一 般	191	304	120	94
高 齢 者	1531	1655	1457	1817
障がい者	43	48	29	20
小中学生	67	125	20	23
幼 児	4	1	0	0
合 計	1836	2133	1626	1954

平成 30 年度は、高齢者（70 歳以上）の利用が延べ 3,472 人で全体の 85%を占めており、両ルートにおいて昨年度よりも利用者が増加している（昨年度比：北部ルート 108%、南部ルート 125%）。

### ③停留所の利用状況について

各ルート利用停留所 上位 5 ヶ所

(単位:人)

	北部ルート		南部ルート	
	乗車	降車	乗車	降車
1	マックスバリュ 寒河江中央店 (221)	寒河江駅 (268)	ヤマザワ 寒河江プラザ店 (333)	ヤマザワ 寒河江プラザ店 (383)
2	寒河江駅 (218)	寒河江市立病院 (260)	南部地区公民館 (242)	南部地区公民館 (188) 上高屋公民館 (188)
3	寒河江市立病院 (202)	ハートフルセンター(253)	上高屋公民館 (192)	寒河江市立病院 (179)
4	チェリーナさがえ(192)	チェリーナさがえ(181)	寒河江市立病院 (184)	寒河江駅 (178)
5	ハートフルセンター(173)	マックスバリュ 寒河江中央店 (171)	寒河江駅 (141)	陵南さとう整形外科(145)

主に医療機関や公共施設、スーパーマーケットの停留所が多く利用されており、両ルートで乗車、降車とも「寒河江駅」及び「寒河江市立病院」の利用が多い。

南部ルートでは、乗車、降車とも「南部地区公民館」や「上高屋公民館」の利用が多く、上記公民館周辺の住民の方が多く利用していることが伺える。



高齢者などの交通弱者の通院や買い物の際の生活交通として、市内循環バスが利用されている。

## 地域内フィーダー系統確保維持計画

令和元年6月26日  
寒河江市地域公共交通会議

## 1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

## (1) 目的

寒河江市生活交通ネットワーク計画の基本方針、地域の「おでかけ」を支える公共交通体系の構築に基づき、市内循環バス（北部ルート・南部ルート）を運行することで、市街地周辺の公共交通の利用が困難な地域の解消と、市中心部の医療機関や商業施設を結ぶ生活交通路線の確保、並びに寒河江バスターミナルにおける地域間幹線バス系統に接続する地域内フィーダー系統として、地域の生活交通を確保維持することを目的とする。

## (2) 必要性

寒河江市は、山形県のほぼ中央に位置し、総面積139.03km<sup>2</sup>で、東西約12.5km、南北約21.5kmと南北に細長い形状をしており、中心市街地や公共施設が集中している寒河江地区、住宅地が多い南部地区をはじめ、農地が広がる西根・柴橋・高松・三泉地区、東北屈指の古刹慈恩寺を有する醍醐地区、そして葉山中腹の田代・幸生地域を含み市内でも高齢化率が特に高い白岩地区の8つの地区に分かれ、多様な地域特性を有している。

本市の公共交通は、県庁所在地である山形市と結ぶ鉄道JR左沢線、寒河江駅に隣接する寒河江バスターミナルから隣接市町へ放射状に路線バスネットワークが形成されている。さらに、平成24年11月から最寄りの駅又はバス停から直線で500m離れている、若しくは500m以内であっても1級河川で分断されている地域を公共交通空白地帯として、寒河江市デマンドタクシー（予約制乗合タクシー）の運行を行っている。

本市における病院等の医療機関、スーパーなどの大型商業施設、市役所等公共施設の立地については、寒河江駅を中心とした約1.5km圏内にその多くが立地しているものの点在于ており、施設間を結ぶ交通手段が少ないことや、幹線道路等を走る路線バスのバス停から300m以上離れた集落が多いことから、市民の日常の移動については自家用自動車への依存が強く、公共交通の利用は少ない状況である。他方、高齢化により、運転免許証の返納や自家用自動車を持たない高齢者などの交通弱者が増加傾向であり、今後は公共交通の需要が高まっていくことが予想される。

本計画の対象路線である市内循環バス（北部ルート、南部ルート）は、このような地域内の移動についての課題を解消するため、市街地周辺の公共交通の利用が困難な地域である寒河江地区の一部や南部地区、西根地区等と病院や商業施設などが点在する市街地を結びつける路線である。

超高齢社会に向け日常の生活交通の確保は重要な課題であり、その役割を果たす本市市内循環バスの運行は必要不可欠であると考えられる。また、市内循環バスの運行により、公共交通を身近に感じる住民が増加し、公共交通全体の利用者が増加するものと期待している。

こうしたことから、今後の更なる高齢化による交通弱者の増加に対応し、通院や買い物などの生活交通を支え、市民の日常生活にとって安全で質の高い地域公共交通ネットワークを充実させるためには、当該路線を確保・維持していくことが必要である。

## 2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

### (1) 事業の目標

利用者の意見や利用実績等より、利用者にとって使いやすい公共交通を提供することで次の年間利用者数を目標とする。

令和2年度については、平成30年度（10月から9月）の利用実績（北部ルート 1日平均利用者数8.7人、南部ルート 1日平均利用者数7.4人）から、運行時刻の周知の徹底を行うことで利用者増を目指す。具体的には、循環バスを周知するためチラシを作成し、市内に全戸配布を行うことや、身近な公共交通機関として感じていただくような利用例を市の広報誌でお知らせし周知することで、現在利用していない市民に乗車いただき、1便当たりの利用者数が2人を超えるよう、北部ルートについては1日当たりの利用人数8人以上、南部ルートについては0.6人の増加を目指す。また、寒河江市の5年間（平成22年10月1日から平成27年10月1日まで）の65歳以上人口の1年間の平均増加率が1.7%であるため、そのうち半数の利用伸び率をそれぞれのルートで目標とする。

令和3年度及び令和4年度については、令和2年度の目標人数を維持しながら、寒河江市の5年間（平成22年10月1日から平成27年10月1日まで）の65歳以上人口の1年間の平均増加率が1.7%であるため、そのうち半数の利用伸び率を目標とする。

#### 【年間利用者数】

	北部ルート (右回り・左回り)	南部ルート (右回り・左回り)
令和2年度	1,928人以上	1,928人以上
令和3年度	1,969人以上	1,969人以上
令和4年度	1,969人以上	1,969人以上

#### 【令和2年度】

##### ・北部ルート

$$8人/日 \times 239日 \times 1.0085 = 1,928人$$

##### ・南部ルート

$$(7.4人/日 + 0.6人/日) \times 239日 \times 1.0085 = 1,928人$$

#### 【令和3年度】

##### ・北部ルート及び南部ルート

$$1,928人 \times 242日 / 239日 \times 1.0085 = 1,969人$$

#### 【令和4年度】

##### ・北部ルート及び南部ルート

$$1,969人 \times 240日 / 242日 \times 1.0085 = 1,969人$$

### (2) 事業の効果

市内循環バスの運行により、地域内の移動の利便性向上と公共交通の利用が困難な地域の解消が図られ、高齢者などの交通弱者の通院や買い物の際の生活交通が確保される。現在は自家用車で移動し公共交通を利用しない高齢者等であっても、今後自家用車の運転が困難となり交通弱者化した場合においても、循環バスの運行により生活交通路線が維持されていることで、積極的に外出する機会が得られることが期待される。

<p>3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体</p>
<p>【目標を達成するために行う事業】  公共交通の利用促進・環境改善</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・循環バス利用者に対しアンケート調査を実施し、利便性の向上及び利用者数の増加を図る。</li> <li>・循環バスの概要について周知するため、チラシを作成し市内全戸に配布する。</li> <li>・循環バスの利用の仕方を寒河江市の広報誌にて周知する。また、身近な公共交通機関として認識していただくため、定期的に利用例を紹介する。</li> </ul> <p>【事業を行う実施主体】  寒河江市</p>
<p>4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運行予定者</p>
<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を参照</p>
<p>5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者</p>
<p>寒河江市から運行事業者への費用負担については、運行収入及び国庫補助金を運行委託料から差し引いた差額分を負担することとしている。</p>
<p>6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・中央タクシー株式会社（北部ルート）</li> <li>・寒河江タクシー株式会社（南部ルート）</li> </ul>
<p>7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法  <b>【活性化法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】</b></p>
<p>該当なし</p>
<p>8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めたシステムの概要  <b>【地域間幹線システムのみ】</b></p>
<p>該当なし</p>
<p>9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧  <b>【地域間幹線システムのみ】</b></p>
<p>該当なし</p>
<p>10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項  <b>【地域間幹線システムのみ】</b></p>
<p>該当なし</p>
<p>11. 外客来訪促進計画との整合性  <b>【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】</b></p>
<p>該当なし</p>
<p>12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要  <b>【地域内フィーダーシステムのみ】</b></p>
<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付</p>

13. 車両の取得に係る目的・必要性 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
該当なし
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
該当なし
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） <b>【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
該当なし
17. 協議会の開催状況と主な議論
<p><b>【平成 26 年 3 月 26 日開催 平成 25 年度第 1 回 寒河江市地域公共交通会議】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・デマンドタクシーの運行状況について</li> <li>・地域公共交通調査事業について</li> </ul> <p>国土交通省の平成 26 年度地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通調査事業）を活用し、利用状況や住民ニーズを把握し、市の公共交通の課題を調査することとした。</p> <p><b>【平成 27 年 2 月 9 日開催 平成 26 年度第 1 回 寒河江市地域公共交通会議】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域公共交通調査事業の経過について</li> <li>・寒河江市生活交通ネットワーク計画（素案）について</li> </ul> <p>地域公共交通調査事業の経過説明とともに、その結果に基づく課題や市民ニーズに対応していくための生活交通ネットワーク計画（素案）について協議が行われた。計画素案について、委員から出された意見を基に修正を行うこととし、書面会議で内容確認した後パブリックコメントの手続きを実施することとした。</p> <p><b>【平成 27 年 2 月 18 日開催 平成 26 年度第 2 回 寒河江市地域公共交通会議（書面開催）】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・寒河江市生活交通ネットワーク計画（素案）について</li> </ul> <p>前回の会議で出された意見を基に、計画（素案）の修正を図り、計画（案）としてパブリックコメントを実施することが了承された。</p> <p><b>【平成 27 年 3 月 30 日開催 平成 26 年度第 3 回 寒河江市地域公共交通会議】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・寒河江市生活交通ネットワーク計画（案）のパブリックコメントについて</li> <li>・寒河江市生活交通ネットワーク計画（案）について</li> </ul> <p>パブリックコメントを実施した結果とそれに基づく修正内容について協議が行われるとともに寒河江市生活交通ネットワーク計画について承認された。</p>

【平成 27 年 12 月 16 日開催 平成 27 年度第 1 回 寒河江市地域公共交通会議】

- ・寒河江市市内循環型公共交通実証運行計画（案）について

寒河江市生活交通ネットワーク計画に基づき、交通空白地帯に準じる地域における高齢者等の交通弱者の通院や買い物の際の交通手段を確保するための新たな公共交通導入に向けた「寒河江市市内循環型公共交通実証運行計画（案）」について協議が行われ、計画について承認された。

【平成 28 年 6 月 13 日開催 平成 28 年度第 1 回 寒河江市地域公共交通会議】

- ・市内循環バス実証運行状況について
- ・実証運行後の運行について
- ・地域内フィーダー系統確保維持計画（案）について

市内循環バス実証運行の利用状況及び利用者からの意見等が示され、それを踏まえ利用拡大に向け実証運行から修正を図った運行計画（案）が提案された。計画（案）について協議を行い、12月1日からの本格運行について、運行計画（案）のとおり実施することについて承認された。

本格運行実施の承認を受け、事務局から「地域内フィーダー系統確保維持計画（案）」が示され、その内容について協議が行われた。計画（案）を修正し、書面会議における協議により再度内容確認を行うこととした。

【平成 28 年 6 月 21 日開催 平成 28 年度第 2 回 寒河江市地域公共交通会議（書面開催）】

- ・地域内フィーダー系統確保維持計画の策定について

地域内フィーダー系統確保維持計画策定について前回の協議を受けての修正（案）を事務局より示し、書面協議により承認された。

【平成 28 年 11 月 20 日開催 平成 28 年度第 3 回 寒河江市地域公共交通会議】

- ・寒河江－水沢線の西川町営バスによる代替運行計画（案）について

山交バスが運行する路線について西川町が代替運行を行う計画について協議し承認された。

【平成 29 年 6 月 28 日開催 平成 29 年度第 1 回 寒河江市地域公共交通会議】

- ・市内循環バス時刻表の変更及び停留所の追加について
- ・デマンドタクシー共通乗降場の整理について
- ・地域内フィーダー系統確保維持計画（案）について

市内循環バス及びデマンドタクシーについて事務局から利用状況が報告され、市内循環バスについては利用者の少ない便についての時刻変更について示された。また、停留所について、地域からの要望のあった2か所について追加が示された。デマンドタクシーについては、共通乗降場の追加と閉鎖した施設についての削除について示された。

協議の結果、循環バス及びデマンドタクシーについての変更を承認することとした。

事務局から「地域内フィーダー系統確保維持計画（案）」が示され、その内容について協議が行われた。計画（案）を修正し、書面会議等における協議により再度内容確認を行うこととした。

【平成 29 年 8 月 24 日開催 平成 29 年度第 2 回 寒河江市地域公共交通会議（書面開催）】

- ・地域内フィーダー系統確保維持計画の策定について

地域内フィーダー系統確保維持計画の策定について前回の協議を受けての修正（案）を事務局より示し、書面協議により承認された。

【平成 29 年 10 月 11 日開催 平成 29 年度第 3 回 寒河江市地域公共交通会議】

・山交バス路線「水沢（月山銘水館）谷地線」廃止に伴う西川町営路線バス運行計画について

山交バス路線「水沢（月山銘水館）谷地線」廃止に伴う同路線の西川町営路線バスによる運行計画について協議し、承認された。



【平成 30 年 1 月 16 日開催 平成 29 年度第 4 回 寒河江市地域公共交通会議（書面開催）】  
 ・地域公共交通確保維持改善事業（地域内フィーダー系統）に関する評価  
 平成 28 年 12 月～平成 29 年 9 月分の事業の評価について書面協議し、承認された。

【平成 30 年 6 月 28 日開催 平成 30 年度第 1 回 寒河江市地域公共交通会議（書面開催）】  
 ・地域内フィーダー系統確保維持計画（案）について  
 事務局から「地域内フィーダー系統確保維持計画（案）」が示され、その内容について協議し、承認された。

【平成 31 年 1 月 18 日開催 平成 30 年度第 2 回 寒河江市地域公共交通会議（書面開催）】  
 ・地域公共交通確保維持改善事業（地域内フィーダー系統）に関する評価  
 平成 29 年 10 月～平成 30 年 9 月分の事業の評価について書面協議し、承認された。

【令和元年 6 月 26 日開催 令和元年度第 1 回 寒河江市地域公共交通会議】  
 ・地域内フィーダー系統確保維持計画（案）について  
 ・山交バス路線「山交ビル～荒町南線」等の再編について  
 事務局から「地域内フィーダー系統確保維持計画（案）」が示され、その内容について協議し、承認された。

#### 18. 利用者等の意見の反映状況

本計画の市内循環バスは、平成 26 年度に実施した地域公共交通調査事業により策定した「寒河江市生活交通ネットワーク計画」に基づくものであり、このネットワーク計画の策定にあたっては住民アンケート調査、地域住民との意見交換会の実施や、計画（案）についてのパブリックコメントの手続きを行っており、利用者となる地域住民の意見を十分反映しているものと考えている。

また、当会議には市民を代表する委員として、2 地区の町会長連合会長及び 1 地区の区長、並びに市民生児童委員協議会から交通弱者等の意見を反映するため 1 名が就任しており、地域の実態に基づき様々な意見をいただいている。なお、本会議の会議資料及び会議録については、寒河江市のホームページで公開を行っている。

#### 19. 協議会メンバーの構成員

関係都道府県	山形県村山総合支庁西村山総務課連携支援室
関係市区町村	寒河江市
交通事業者・交通施設管理者等	山交バス（株） 中央タクシー（株） 寒河江タクシー（株） （一社）山形県バス協会 （一社）山形県ハイヤー協会 山形県村山総合支庁西村山道路計画課 寒河江市建設管理課 寒河江警察署
地方運輸局	東北運輸局山形運輸支局
その他協議会が必要と認める者	寒河江市民生児童委員協議会副議長 南部地区町会長連合会長 西根地区町会長連合会長 幸生地区区長 山形県交通運輸産業労働組合協議会副議長

## 山交バス路線「山交ビル～寒河江バスターミナル～（谷地）荒町南」線等の再編について

## 1 現在の状況

河北町から山形市まで運行しているため、特に冬期間に遅延が発生している。また、「寒河江バスターミナル～谷地高校前」間及び山形市内に入ってからからの固定区間の運賃収入は見込めるものの、定期券収入の減少及び通勤通学客の減少により、河北町内及び寒河江市内での利用者が少なく、運賃収入が減ってきている。

<輸送人員と収支率の推移（山交ビル（山形駅）～寒河江バスターミナル～（谷地）荒町南間）>

期間	輸送人員（名）	収支率（％）
平成 24 年 10 月～平成 25 年 9 月	246,046 名	64.9%
平成 25 年 10 月～平成 26 年 9 月	232,001 名	65.2%
平成 26 年 10 月～平成 27 年 9 月	232,839 名	66.8%
平成 27 年 10 月～平成 28 年 9 月	217,013 名	66.3%
平成 28 年 10 月～平成 29 年 9 月	229,414 名	62.6%
平成 29 年 10 月～平成 30 年 9 月	228,614 名	63.4%

※1 便あたり平均 23.9 名

## 2 再編内容

令和元年 10 月 1 日より、「山交ビル（山形駅）～寒河江バスターミナル～（谷地）荒町南」線を寒河江バスターミナルで分断し、「寒河江バスターミナル～（谷地）荒町南」間の運行経路、運賃、運行便数を変更。それに伴い、山形自動車道経由 谷地～山形駅行きの 1 便（平日運行）及び「宮宿～左沢駅前～寒河江・谷地」線の「寒河江バスターミナル～谷地」間の 1 便（平日運行）についても、「山交ビル（山形駅）～寒河江バスターミナル～（谷地）荒町南」線と同様に運行経路、運賃を統一変更。「山交ビル（山形駅）～寒河江バスターミナル」間については、運行経路、運賃、運行便数の変更はなく、継続運行。

<寒河江バスターミナル～ひなの湯・産直センター>

## ○運行経路

河北町内の経路を大幅に見直し、起終点を以前より利用者から要望のあった「ひなの湯・産直センター」とする（別紙「10/1 からの河北町内経路及びバス停について」）。

## ○運賃

利用促進の観点から、運賃の引き下げを予定（別表三角運賃表）。ただし、10月1日の消費税増税に伴い、初乗り運賃については180円から190円に値上げ。

### <運賃例>

行き先	9月30日まで	10月1日から
谷地 ⇔ 寒河江バスターミナル	460円	300円
谷地高校 ⇔ 寒河江バスターミナル	440円	250円
三泉 ⇔ 寒河江バスターミナル	290円	200円
総合支庁前 ⇔ 寒河江バスターミナル	220円	190円
栄町 ⇔ 谷地高校（駅で乗り換え）	490円	440円
皿沼 ⇔ 谷地高校（駅で乗り換え）	600円	510円

## ○運行便数

平日・土日祝日ともに往復1便ずつ減便（平日：往復14便→13便、土日祝日：10便→9便）。全便、寒河江バスターミナル（駅）でJR左沢線及び山形行き路線バスと15分程度で接続可能とする。（谷地・寒河江～左沢駅～宮宿の便数変更なし）

## 3 周知方法

山交ビル株式会社ホームページ、バス車内・待合所及びバス停に再編のお知らせを掲載・掲示し周知。また、寒河江市及び河北町の広報誌に、再編お知らせの記事を掲載依頼予定。







